

前夫の戸籍に入るので出生届が出せない...

出生届はどうすれば出せるの？

出生届がされていない場合の各種手当は？

孫の出生届が出されていないわ。

弁護士費用の立替制度はあるのかしら？

裁判手続の方法が分からないな...

戸籍がないけどどこに相談すればいいのかな...？

どうしよう...

相談先一覧

協議会ネットワーク

- 出生などの届出について
- 各種行政サービスについて



県内市役所・町役場

お住まいの市民・住民課窓口（電話番号はパンフレットに記載）にお尋ねください。

- 弁護士費用の立替制度について
- 経済的に余裕のない方のための無料法律相談について

法テラス福井

電話番号 050-3383-5475

- 実父でない者を「子の父」としないための裁判手続の相談について

福井弁護士会

電話番号 (0776) 23-5255

- 出生の届出ができないこと全般について
(福井県無戸籍者支援対策協議会 窓口)

福井地方法務局 戸籍課

電話番号 (0776) 22-4344 直通

出生の届出ができないとお考えの方へ

～一緒に一歩ずつ前に～



戸籍はどうすると作られるの？

一般的には、市役所・町村役場に出生の届出をすると、作られます。

戸籍から何が分かるの？

その人がいつどこで生まれたか、
誰が親であるのか、
誰と結婚しているのか、
いつ亡くなったのか…
生まれてから亡くなるまでの
一生の歩みを知ることができます。

戸籍はその人が歩んできた
道のりを証明するものになります。

また、戸籍は日本人であることの
証明にもなります。

戸籍がないと、現在から将来にわたって、親だけでなく、その子自身にも**デメリットが生じる可能性があります。**

戸籍がないと…その1 (今、起こりうること)

- 親子であることが証明できなくなる。
- 子を育てるための十分な援助が受けられない。
- 日本人であることの証明ができなくなる。



「法テラス」ウェブサイト
無料の法律相談について(※)



「法テラス」ウェブサイト
費用の立替えについて(※)

※利用条件があります。

戸籍がないと…その2 (将来、起こりうること)

- 運転免許証の取得が困難になる。
- パスポートの取得が困難になる。
- 履歴書が書けずに、就職が困難になる。
- 結婚するときに手続きが複雑になる。
- 親族であることの証明が困難になり、子に財産を相続させられなくなる。
- 子にとって、自分が生きてきたルーツを証明するものがない。
- 出生の届出がされていないことから、精神的な不安が生じる。
(罰則を受けるのでは… etc)

子の出生を届出することで
解決することができます。

